

匝瑳市まち・ひと・しごと創生本部規則

(設置)

第1条 市は、人口の減少や少子高齢化の進行に対応し、将来にわたって活力あるまちづくりを進めるため、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施する匝瑳市まち・ひと・しごと創生本部（以下「本部」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) まち・ひと・しごと創生 匝瑳市の区域におけるまち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号。以下「法」という。）第1条に規定するまち・ひと・しごと創生として、市民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進することをいう。

(2) 匝瑳市まち・ひと・しごと創生総合戦略 匝瑳市における法第10条第1項に規定する市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画をいう。

(所掌事項)

第3条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 匝瑳市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び推進に関すること。
- (2) 匝瑳市まち・ひと・しごと創生総合戦略の効果検証に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、まち・ひと・しごと創生に必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長及び教育長をもって充てる。
- 3 本部員は、匝瑳市課長連絡会議規則（平成18年匝瑳市規則第13号）第2条第1項に規定する課等の長をもって充てる。

（本部長及び副本部長）

第5条 本部長は、本部を総理し、本部を代表する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長が指名する順番に従いその職務を代理する。

（会議）

第6条 本部の会議は、本部長が必要と認めるときに招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部は、副本部長及び本部員（以下「構成員」という。）の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 本部の議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは、本部長の決するところによる。

（関係者の出席）

第7条 本部長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に資料を提出させ、又は会議に出席させ、その意見若しくは説明を求めることができる。

（幹事会の設置）

第8条 本部長は、第3条各号に規定する所掌事項に係る専門的な事項を処理するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は副市長をもって充て、幹事は本部員のうちから本部長が指名する。
- 4 第5条第1項、第6条及び前条の規定は、幹事会について準用する。この場合において、これらの規定中「本部長」とあるのは「幹事長」と、「本部」とあるのは「幹事会」と、「副本部長及び本部員」とあるのは「幹事」と読み替えるものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

（ワーキングチームの設置）

第9条 幹事長は、幹事会の処理する事項を調査研究させるため、ワーキングチ

ームを置くことができる。

2 前項に定めるもののほか、ワーキングチームの運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

(庶務)

第10条 本部の庶務は、企画課において処理する。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。